

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「第2期八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度で終了となることから、地方創生の更なる充実、強化に向け、切れ目なく取組みを進めるため、令和7年度を初年度とする「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)」を策定することを目的とする。

また、国では、令和4年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略(以下「国の総合戦略」という)を策定したことから、社会経済情勢や本町を取り巻く課題等を踏まえ、人口ビジョンを検証、分析し、将来展望を示した人口ビジョンに修正し、本町において考えられる地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン(地域が目指すべき理想像)を再構築した上で、新たなまちづくりの指針となる「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)」を策定する。

3. 業務の実施期間

契約締結した日の翌日から令和7年3月31日までとする。

4. 委託業務内容

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の計画期間は、令和7年度から令和12年度の6年間とする。

策定にあたっては、第6次八千代町総合計画が町の上位計画であることに留意し、総合戦略を策定すること。

なお、総合戦略の内容については、国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」「デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)」「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和4年12月)」に留意する。

本業務の内容は概ね次のとおりとするが、ここに示す業務内容は、八千代町デジタル田園都市構想総合戦略策定に最小限必要な事項を示したものであり、受託事業者の企画提案により調整することとする。

(1) 人口ビジョンの改訂

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の策定は、人口ビジョンを基礎として行う。人口ビジョンの数値は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推移や国勢

調査及び本町の人口動態等であるが、第2期総合戦略の基礎となった人口ビジョンの数値は、同戦略策定後に更新されている。よって、各種調査の最新値を踏まえ、必要に応じ修正を行う。なお、人口ビジョンの構成は次のとおりとする。

①人口の現状分析

ア 人口動向分析

イ 将来人口の推計と分析

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

②人口の将来展望等

ア 目指すべき将来の方向

イ 人口の将来展望の検討

(2) 八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の策定支援

最新の人口ビジョンや現総合戦略の項目等の分析結果を踏まえ、本町の実情や地域特性に応じた今後6か年の施策の基本的方向、具体的な施策の策定及び重要業績評価指数(KPI)の策定を支援する。また、必要な事項について、積極的な提案を行うものとする。

① 基本目標及び基本的方向と数値目標の検討・策定

② 具体的な施策の策定及び重要業績評価指数(KPI)の検討・設定

(3) 住民意識調査の集計・分析

まちづくりに関する町民の意向や要望、施策の評価・満足度、まちづくりへの参加意欲などを把握し、計画に反映するためアンケート調査を実施する。

○調査地域:町全域

○調査対象:町内在住者の男女

○標本数:3,000人程度(別途、小中学生対象1,000人程度)

○調査方法:郵送による配布、回収

※アンケート内容については、総合計画改定も包括する内容とする。

※総合計画改定(令和8年度からの計画)

上記アンケートに対して受託者の具体的な作業は下記のとおりとする。

・調査票の企画・設計・印刷及び返信用封筒の作成(印刷)

・配布にかかる支援(宛名データの提供は発注者)

・データ入力・集計・分析・取りまとめ(報告書の作成)(小中学生対象アンケート含む)

※回収の郵送費は発注者が精算する。

※小中学生対象アンケートは、配布・回収の郵送費は発注者が精算する。

(4) 八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)にかかるパブリックコメントの実施

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)の方向性について、パブリックコメント

を実施する。これに係る関連資料等の作成支援、意見の取りまとめ、パブリックコメントの結果を考慮した戦略を検討し提案する。

(5) 八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)概要版の作成

八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)を分かりやすく伝える概要版を作成すること。その際の必要な要素や整理の仕方など、必要な情報収集等を支援し、構成案等を事務局に適宜校正依頼すること。

5. 検討組織の運営支援

(1) 八千代町まち・ひと・しごと創生本部会議(年4回実施予定)

創生本部会議において、運営方法等の提案や会議資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

(2) 八千代町まち・ひと・しごと創生戦略会議(年4回実施予定)

創生戦略会議において、運営方法等の提案や会議資料の作成に加え、必要に応じて会議への出席や意見の取りまとめ、議事録の作成を行う。

(3) 各課ヒアリングの実施

施策の現時点での進捗状況及び八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)に示す今後の施策・事業等に対する関係各課に対する事前簡易調書及びヒアリングの実施。

6. 成果物品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、本業務における成果品の著作権、著作権等の一切の権利は八千代町に帰属するものとする。

(1) 住民意向調査報告書(A4判 3部)

(2) 住民意向調査報告書概要版(A4判 50部)

(3) 「八千代町 人口ビジョン」改訂版(A4判 印刷サンプル2部)

(4) 「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)」計画書(A4判 印刷サンプル2部)

(5) 「八千代町デジタル田園都市構想総合戦略(仮称)」概要版(A3判 印刷サンプル2部)

(6) その他、町が必要とする書類(関係資料等)

(7) 上記をすべてデータとして記録し、そのメディア(CD-R等)を提出する。

7. 納品場所

八千代町秘書公室まちづくり推進課

8. 支払い方法

業務終了後に一括で支払うものとする。

9. 業務の指示監督等

(1) 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

(2) 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

(3) 受注者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

10. その他

(1) 業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(3) 本業務を円滑かつ適切に進めるため、打合せ協議は、業務に支障のないように必要に応じてその都度行うものとする。

(4) 業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において使用許可を得ること。

なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

(5) 業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる製作物については、八千代町が著作権を持つものとし、町が自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

(6) 本業務に必要な資料で、町が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合において、業務が完了した後は、速やかに資料を返却すること。

(7) 業務完了後、成果品に誤りが発見された場合は、受注者の責任において処理するものとする。